

分会情報

J R 東海 労新 幹線 関西 地本 大阪 修繕 車両 所 分会

No. 16 2009. 11. 22.

発行責任者 坂東 貞男

編集責任者 教 宣 部

修繕車両所では誰が半休をとれるのか？！

今年度の協約協定改訂で、半休取得においての条件が撤廃されました。

これまで半休の制度はありましたが、通院等の条件がありましたし、通院等を証明する証明書等の提出も必要であったなど、取得には勤務種別以外にも条件があつてなかなか取得できるものではありませんでした。

この半休制度は、午前だけとか午後だけの所要の場合、年休を半分ずつ取得できる制度で大いに魅力あるものです。その昔、国鉄時代にも取得回数の制約があるものの半休の制度があり、半休の制度を有効利用してきました。

今回、条件が撤廃されると聞いた社員の間では、「12月から半休が取れる」と喜んでいました。

ところが、取得方法など具体的なことはなかなか明らかになりませんでしたし、管理者に質問してもわかりませんでした。やっと制度開始直前になった11月10日、会社掲示板に「半休単位の年休の使途制度廃止について」の掲示が貼り出されました。

会社掲示より ○半日単位の年休の使途は私傷病により通院する場合に限っていたが、この制度を撤廃し、半休は使途にかかわらず取得できることとする。○取得可能な勤務種別等として、1勤務の正規の労働時間が8時間以内の変形勤務に限り使用できる。○ただし、半休を使用することが、業務の正規な運営に支障がない場合に限る(従って、例えば半休を取得することにより代務者の手配が必要となるような業務に従事している社員(例:駅等のように…)については、従前のとおり原則的には対象にならず(この場合半休ではなく1暦日の年休を申し込むことになる)

修繕車両所の現場でも半休は十分出せる！

この半休制度について交番検査車両所では、管理者が「代務者がいないから出来ない」と言っており、「予備者がいるのに、何故出来ないのか」の問いに対して「予備にも作業があるのにその予備に予備が必要になるので出来ない」と答えています。また、仕業検査車両所の副所長は、半休は出ないような発言をしていると聞いています。

修繕車両所ではどうなのでしょう？

会社掲示の条件からすれば修繕車両所の修繕グループ場合、日勤勤務で出面(ATC担当を含め9名)以上の日勤勤務者がいる場合は代務者の必要が無く、十分半休が取得できることとなります。(操縦グループの場合でも、修繕グループの日勤勤務者が出面以上の日であれば、半休に必要なときに修繕グループに組み込むなど勤務の組み方次第で取得できることとなります)

今回の協約協定改訂で半休制度の条件廃止を成果として東海ユニオンも発表していましたが、協約協定改訂で、一歩前進したのは、協約協定の文面だけで、会社が都合の良いように解釈し、運用するようなことはないようにみんな声を上げていきましょう！

私たちJR東海労大阪修繕車両所分会は、半休単位の年休の使途制度廃止が、絵に書いた餅にならないように半休制度の運用をしていくため、また様々な労働条件改善に向けて今後も言うべきことは言っていきます。